

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程 新旧対照表

見 直 し 後	現 行
<p>附 則 1～8 (略) 9 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>(平成16年4月1日付け改正に伴う給付に関する経過措置5)</u> 5 基準日において本制度へ加入している者（基準日の前日に退職したとした場合の加入期間が1年に満たない者および基準日に加入した者を除く。）が、令和6年4月1日以降に脱退し、同日現在において効力を有する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程（以下「令和6年4月1日現在において効力を有する規程」という。）第17条、第23条または第26条第1項の支給要件に該当したときの退職年金の額、遺族一時金の額または年金の一時払いの額は、前記1（平成16年4月1日付け改正に伴う給付に関する経過措置1）、前記3（平成16年4月1日付け改正に伴う給付に関する経過措置3）、および令和6年4月1日現在において効力を有する規程第18条、第24条または第26条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 退職年金の額</p> <p>次のアおよびイに定める額のうち、大きい方の額を月額とする。</p> <p>ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第18条の規定により算出した額</p> <p>イ 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第17条第2項中「満60歳に達した月」とあるのを「令和6年3月」と読み替えて算出した額</p> <p>ただし、基準日の前日において退職したとした場合に旧規程第16条の支給要件に該当しない者については、旧規程第21条の規定により算出した額を92.29626で除し、更に基準日の属する月から令和6年3月までの期間に応じた付表に定める率を乗じて得た額と</p>	<p>附 則 1～8 (略)</p> <p>(新設)</p>

する。

(2) 遺族一時金の額

ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第23条第1号アに該当する場合

次の(ア)または(イ)に応じ、各々に定める額とする。

(ア) 退職年金の額が第1号アにより算出した額るときは、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第24条第1号の規定により算出した額

(イ) 退職年金の額が第1号イにより算出した額るときは、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第24条第1号中「別表4」とあるのを「旧規程別表4」と読み替えて算出した額

イ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第23条第1号イに該当する場合

次の(ア)または(イ)に定める額のうち、大きい方の額とする。

(ア) 第1号アにより算出された額を退職年金の月額として、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第24条第2号の規定により算出した額

(イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第21条の規定により算出した額

ウ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第23条第2号に該当する場合

次の(ア)および(イ)に定める額のうち、大きい方の額とする。

(ア) 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第24条第3号の規定により算出した額

(イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第21条の規定により算出した額

(3) 年金の一時払いの額

ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第26条第2項

第1号に該当する場合

次の(ア)または(イ)に応じ、各々に定める額とする。

(ア) 退職年金の額が第1号アにより算出した額ときは、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第26条第2項第1号の規定により算出した額

(イ) 退職年金の額が第1号イにより算出した額ときは、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第26条第2項第1号中「別表4」とあるのを「旧規程別表4」と読み替えて算出した額

イ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第26条第2項第2号に該当する場合

次の(ア)または(イ)に定める額のうち、大きい方の額とする。

(ア) 第1号アにより算出した額を退職年金の月額として、令和6年4月1日現在において効力を有する規程第26条第2項第2号の規定により算出した額

(イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第21条の規定により算出した額

(給付に関する経過措置6)

6 令和6年4月1日前に、同日付で効力を有する前の新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程により給付を受ける権利を有する者（同日前において退職年金の支給を請求していない者は除く。）については、なお従前の例による。